

教育長の職務代行者の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第2号

教育長の職務代行者の指定に関する規則の一部を改正する規則

教育長の職務代行者の指定に関する規則（昭和60年香川県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第20条第2項の規定に基づき教育委員会が指定する事務局の職員は、 <u>理事及び教育次長</u> とし、その順序は、 <u>あらかじめ教育委員会の定める順序</u> とする。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第20条第2項の規定に基づき教育委員会が指定する事務局の職員は、 <u>教育次長</u> （ <u>教育次長が2人以上あるときは、あらかじめ教育委員会が指定する教育次長</u> ）とする。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。